



青色申告者の決算講習会

令和4年12月17日

三谷美重子税理士・社労士・行政書士事務所
有限会社プラス経営

税理士・社会保険労務士 三谷太郎

〒998-0863 山形県酒田市日の出町2-38-10
TEL : 0234-23-7810 FAX : 0234-23-7842
URL : <http://www.purasu.net>



記帳から申告までの流れ

記帳

日々の取引を複式簿記に基づく会計帳簿もしくは簡易帳簿にて記帳・集計

決算

「青色申告決算書」を作成するため、在庫の棚卸しや減価償却など決算での論点を整理

申告

青色申告決算書をもとに、かつ、その他の所得や医療費控除などの所得控除を集計し確定申告



MEMO

おすすめは国税庁の「e-Tax」決算書、所得税と消費税の申告書も作成できる

＊ ご注意
申告の内容によっては、確定申告書等作成コーナーをご利用いただけない場合があります。



青色申告による主な特典

青色申告特別控除

青色申告者で、取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳し、貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付する場合には、最高65万円又は55万円を控除することができます。

なお、65万円の青色申告特別控除を適用するためには、e-Taxによる電子申告又は会計ソフトによる電子帳簿保存を行うことが必要となります。

正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

青色申告による主な特典

専従者給与

原則... 生計一親族への給与は必要経費の対象外

特例... 以下の場合には特別な取り扱いあり

控除額

実際に専従者へ支払った金額

適用要件（以下のすべてに該当する者）

- ・ 事業主と生計を一にしている配偶者や親族
- ・ その年の12/31で15歳以上
- ・ 年間6月超の期間、事業に専ら従事

その他

- ・ 「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出する必要あり
- ・ 仕事の内容や従事の程度等に照らして相当であると認められる金額であること



青色申告による主な特典

農業経営基盤強化準備金

認定農業者など所定の要件を満たす個人が経営所得安定対策等の交付金を受け、かつ、青色申告により申告を行う場合には、農業経営基盤強化準備金を積み立てることにより、個人の必要経費に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた農業経営基盤強化準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳できます。

青色申告による主な特典（減価償却）

償却方法	取得価額	適用対象者	必要経費	売却益
（原則） 定額法	10万円以上	白色・青色	耐用年数で 減価償却	総合 譲渡所得
（特例1） 少額資産	10万円未満	白色・青色	その年 一括費用	農業所得
（特例2） 一括償却	20万円未満	白色・青色	3年 均等償却	農業所得
（特例3） 即時償却	30万円未満	青色	その年 一括費用	総合 譲渡所得



青色申告による主な特典

純損失の繰越と繰戻

事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して差し引き、前年分の所得税額の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

実際の計算は確定申告の際に行います。